

質問回答

2014年2月24日

「ミャンマー国環境社会配慮(電力分野)支援[有償勘定技術支援]」

(公示日:平成 26年2月12日/公示番号:1)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第2業務の目的・内容に関する事項(p.3) 6.業務の内容(2)環境社会配慮に係る現状・課題の把握	「環境調査の分析については、現地/国内再委託を可とする。その実施方法について、プロポーザルにて提案すること」とあります。再委託に係る見積価格は、提案する実施方法や委託先(国内、現地、第3国)によって異なります。については、別見積での取扱いとしていただきたく、ご検討方よろしくをお願いします。	コストを含めご提案いただきたく、別見積の扱いとはしませんので本見積に含めてください。
2	特になし	本件は、ミャンマー電力公社(MEPE)への技術協力・技術移転を目的としているため、通常の技術協力プロジェクト同様、実施機関である MEPE 事務所でカウンターパートと共に作業することが望ましいと考えます。については、事務所は MEPE より便宜供与として用意されるという理解でよろしいでしょうか。	MEPEは通常、短期のコンサルタント用に事務所スペース等を確保できないため、事務所を便宜供与として用意することは想定しておりません。

3	業務指示書「6. 業務の内容 (2) 環境社会配慮に係る現状・課題の把握」項目ア	ベースとなる環境社会の状況の確認の作業範囲は、項目ウに記載されているタケタ発電所及びその周辺のみとなるでしょうか。あるいは他地域を含む事を想定されているでしょうか。	「インフラ緊急復旧改善事業(フェーズ1)」のプロジェクトサイトを対象としますので、タケタ発電所及びその周辺となります。プロジェクトサイトは、以下を参照ください。 http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013_MY-P2_1_s.pdf
4	業務指示書「6. 業務の内容 (2) 環境社会配慮に係る現状・課題の把握」項目ウ	タケタ発電所のベースライン調査に係る現地立ち入り及び調査実施許可は取得済み(または今後、貴機構と実施機関にて取得予定)でしょうか。あるいは、契約締結後に契約コンサルタントが実施機関と協議のうえ取得する事になるでしょうか。	既に実施機関と協議していますが、調査開始前に、JICAより改めて調査実施許可を取得する予定です。
5	業務指示書 第2業務の目的・内容に関する事項・3ページ 6. 業務の内容 (2) 環境社会配慮に係る現状・課題の把握	本件の対象事業であるインフラ緊急復旧改善事業(フェーズ1)は、既に、環境影響評価レポートが作成されていますか？また、環境保全・森林省から承認を既に、取得していますか？承認を受けていない場合、本業務の中で、環境保全・森林省のプロセスを踏まえ、承認手続きまで行う必要があるでしょうか？	環境影響評価レポートに該当する報告書は、実施機関が有しています。 本件は技術能力強化を目的としているため、「インフラ緊急復旧改善事業(フェーズ1)」の承認手続きまで支援するものではありません。ただし、同事業の案件形成段階では、環境保全・森林省のEIAに係る承認手続き等が策定中だったため、本業務においては、承認の有無を含め確認いただき、実施機関がやるべきことを整理して頂く予定です。

6	<p>業務指示書 第 2 業務の目的・内容に関する事項・3 ページ 6. 業務の内容 (3) 環境社会配慮の計画策定能力の強化</p>	<p>環境管理計画・モニタリングは既に、作成済みであるという理解でよろしいでしょうか？ また、環境保全・森林省に承認を既に、受けていますでしょうか？</p>	<p>・環境管理計画・モニタリングは、今回の調査で改めて作成いただくことになります。 ・同事業の案件形成段階では、環境保全・森林省のルールが策定中だったため、承認の有無含めて業務にて確認いただき、実施機関がやるべきことを整理頂く予定です。</p>
---	---	--	---

以上